

週刊WEB

企業経営 マガジン

2018
606
12/25

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2018年12月14日号

日銀短観(12月調査)

～大企業製造業の足元の景況感は堅調、
設備投資計画も強めだが、先行き懸念は強い

経済・金融フラッシュ 2018年12月19日号

貿易統計(18年11月)

～輸出の減速傾向が一段と鮮明に

経営
TOPICS

統計調査資料

全国小企業月次動向調査 (2018年11月実績、12月見通し)

経営情報
レポート

**職場の規律と社員満足度を高める！
就業規則の見直しポイント**

経営
データ
ベース

ジャンル:相続税・相続税申告 サブジャンル:相続税の基本
**宅地の評価単位
相続人、相続順位及び法定相続分**

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行:税理士法人 優和

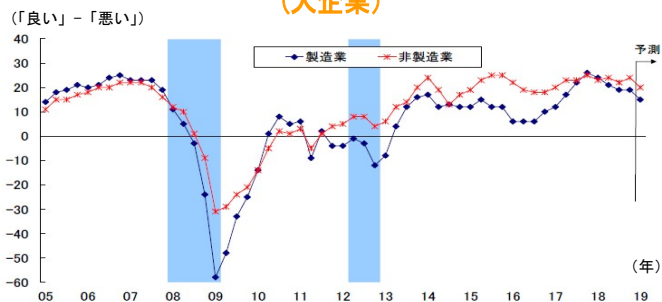
ネット
ジャーナル

日銀短観(12月調査) ～大企業製造業の足元の景況感は堅調、 設備投資計画も強めだが、先行き懸念は強い

ニッセイ基礎研究所

1 日銀短観12月調査では、注目度の高い大企業製造業の業況判断D.I.が前回9月調査から横ばいとなり、足元の堅調な景況感が示された。大企業非製造業の業況判断D.I.はやや上昇した。大企業製造業では海外経済減速や貿易摩擦によるマイナスの影響がみられたものの、自然災害の影響剥落、原油安による採算改善というプラス効果が補った。また、大企業非製造業では、インバウンドなどでの自然災害の影響剥落と好天の影響などから景況感が改善した。中小企業の業況判断D.I.も、大企業同様、製造業で横ばい、非製造業で小幅に改善した。

足元の業況判断D.I.は小幅改善・先行きは悪化
(大企業)



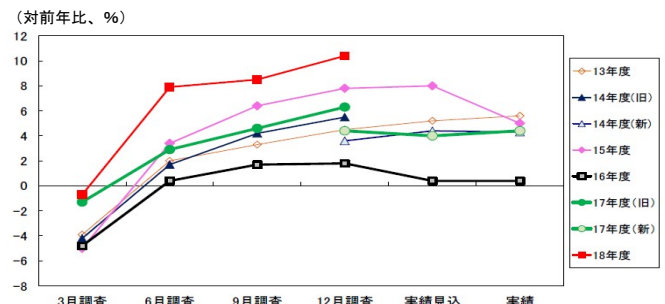
(注) シェードは景気後退期間、17年12月調査以降は調査対象見直し後の新ベース
(資料) ともに日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

2 一方、先行きの景況感は幅広く悪化が示された。製造業では、主に海外経済の減速や貿易摩擦の激化に対する懸念が現れた。米中貿易摩擦の終結は見通せないうえ、来年からは日米通商交渉が開始され、米政権からの対日通商圧力が強まるのが想定される。非製造業もインバウンドを通じて世界経済との繋がりが強ま

っているだけに海外情勢への警戒が現れやすくなっているほか、人手不足深刻化に対する懸念が現れたとみられる。

3 2018年度の設備投資計画（全規模全産業）は前年比10.4%増に上方修正された。12月調査としては2006年度以来の高い伸びとなる。例年12月調査では、中小企業で計画が具体化してくることによって上方修正されるという統計のクセがあるが、今回の上方修正幅は例年の平均を上回っており、実勢としても強めの動きと言える。高水準の企業収益（投資余力）に加え、非製造業を中心とする人手不足に伴う省力化投資需要が追い風となったとみられる。ただし、今後も貿易摩擦が激化し、世界経済の減速感が強まる場合は、企業の間で設備投資の様子見や先送りの動きが広がる可能性が高いだけに、楽観視はできない。

設備投資計画推移（全規模全産業）



(注) 17年12月調査以降は、調査対象見直し後の新ベース

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

貿易統計(18年11月) ～輸出の減速傾向が一段と鮮明に

ニッセイ基礎研究所

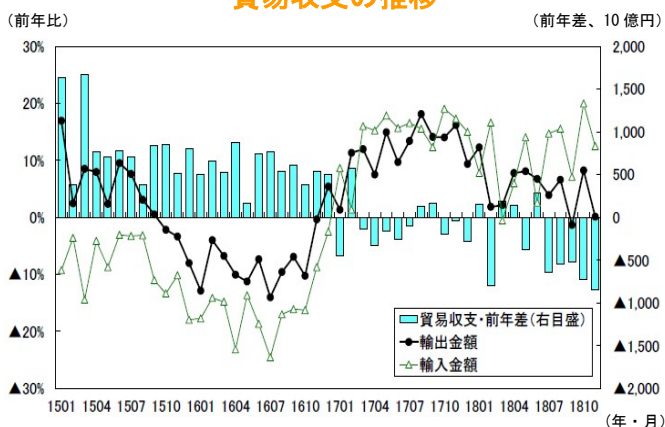
1 貿易収支(季節調整値)は5ヵ月連続の赤字

財務省が12月19日に公表した貿易統計によると、18年11月の貿易収支は▲7,373億円と2ヵ月連続の赤字となり、事前の市場予想(QUICK集計:▲5,796億円、当社予想も▲5,796億円)を下回る結果となった。

輸出が前年比0.1%(10月:同8.2%)とほぼ横ばいにとどまる一方、既往の原油高の影響などから輸入が前年比12.5%(10月:同19.9%)と二桁の伸びを維持したため、貿易収支は前年に比べ▲8,425億円の悪化となった。

輸出の内訳を数量、価格に分けてみると、輸出数量が前年比▲1.9%(10月:同3.8%)、輸出価格が前年比2.1%(10月:同4.3%)、輸入の内訳は、輸入数量が前年比4.2%(10月:同10.3%)、輸入価格が前年比7.9%(10月:同8.7%)であった。

貿易収支の推移



(資料) ともに財務省「貿易統計」

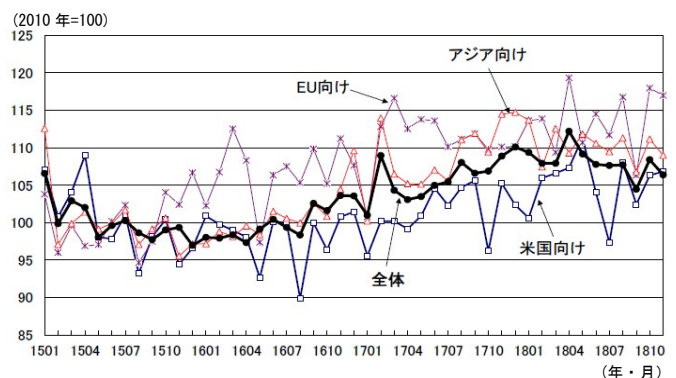
2 輸出の減速傾向が一段と強まる

11月の輸出数量指数を地域別に見ると、米国向けが前年比1.9%(10月:同10.1%)、EU向けが前年比6.3%(10月:同6.9%)、アジア向けが前年比▲4.5%(10月:同1.3%)となった。

季節調整値(当研究所による試算値)では、米国向けが前月比0.5%(10月:同3.8%)、EU向けが前月比▲0.8%(10月:同10.9%)、アジア向けが前月比▲1.9%(10月:同4.1%)、全体では前月比▲1.9%(10月:同3.8%)となった。

10月の輸出数量は自然災害に伴う供給制約が解消されたことから高い伸びとなったが、11月は再び前月比でマイナスとなった。10、11月の輸出数量指数(季節調整値)の平均は7-9月期を0.7%上回っているが、自然災害によって押し下げられる前の4-6月期の水準を▲2%程度下回っている。

地域別輸出数量指数(季節調整値)の推移



経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

全国小企業月次動向調査 (2018年11月実績、12月見通し)

日本政策金融公庫 2018年12月20日公表

結果の概況

小企業の売上DIは、マイナス幅が縮小～12月もマイナス幅が縮小する見通し～

1 売上

2018年11月の売上DIは、10月(▲6.7)からマイナス幅が1.5ポイント縮小し、▲5.2となった。12月は、▲0.5とさらにマイナス幅が縮小する見通しとなっている。

業種別にみると、製造業(▲9.1→5.4)、非製造業(▲6.3→▲5.8)ともに上昇した。

12月は、製造業では5.3とほぼ横ばいになる一方、非製造業では▲1.0とさらに上昇する見通しとなっている。

2 採算

2018年11月の採算DIは、10月(7.7)から1.4ポイント上昇し、9.1となった。

12月は、11.1とさらに上昇する見通しとなっている。

3 業況判断(2018年実績・見込み、2019年見通し)

2018年の業況判断DIは、2017年(▲2.6)からマイナス幅が1.9ポイント拡大し、▲4.5となった。

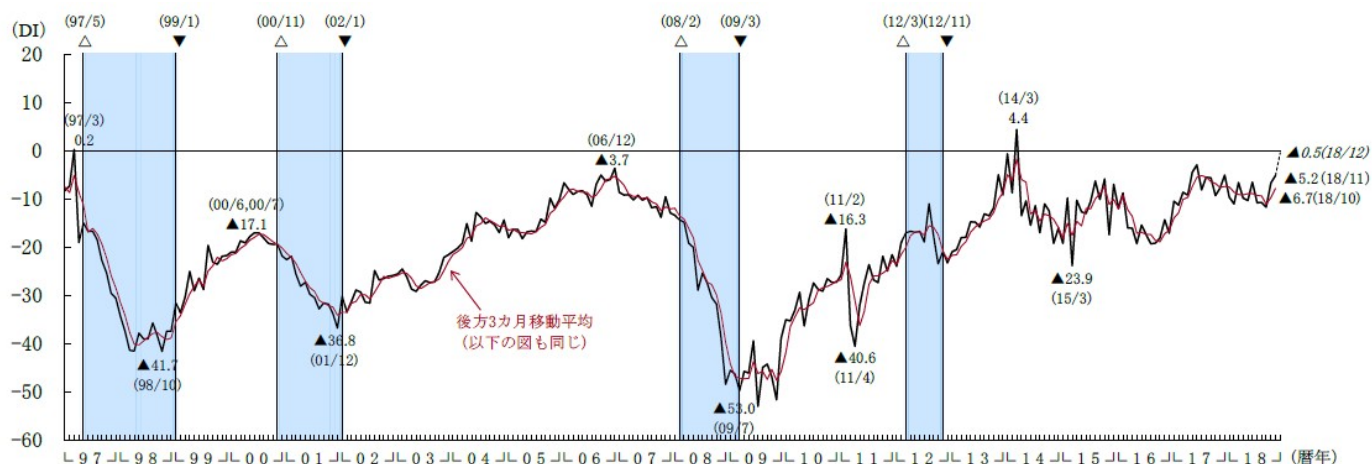
2019年は、2018年から8.0ポイント上昇し、3.5となる見通しである。

1 売上

- 11月の売上DIは、10月からマイナス幅が1.5ポイント縮小し、▲5.2となった。
12月は、▲0.5とさらにマイナス幅が縮小する見通しとなっている。
- 業種別にみると、製造業(▲9.1→5.4)、非製造業(▲6.3→▲5.8)ともに上昇した。
12月は、製造業では5.3とほぼ横ばいになる一方、非製造業では▲1.0とさらに上昇する見通しとなっている。
- 非製造業では、飲食店、サービス業、建設業で上昇している。
12月は、卸売業と建設業を除く全ての業種で上昇する見通しとなっている。

売上DIの推移(全業種計、季節調整値)

	2017 11月	12月	2018 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
実績	▲ 7.8	▲ 5.1	▲ 9.7	▲ 11.1	▲ 6.7	▲ 9.8	▲ 10.4	▲ 6.6	▲ 10.8	▲ 10.8	▲ 11.7	▲ 6.7	▲ 5.2	-
見通し	▲ 0.3	▲ 1.8	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 2.5	▲ 2.8	▲ 2.0	▲ 3.2	1.2	▲ 3.0	▲ 8.9	▲ 9.1	▲ 0.8	▲ 0.5



(注) 1 DIは前年同月比で「増加」企業割合－「減少」企業割合。
2 —は実績、-----は見通し。斜体は見通しの値を示す。△は景気の山、▼は景気の谷、シャドー部分は景気後退期を示す (以下同じ)。

業種別売上DIの推移 (季節調整値)

	2017年	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2018年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(見通し)
製 造 業	▲11.1	▲5.2	▲10.0	▲5.5	▲0.3	▲5.5	▲4.9	▲8.6	▲17.5	▲12.0	▲10.7	▲4.5	1.4	▲9.0	▲10.3	▲13.7	▲9.1	5.4	5.3	製 造 業	
金属・機械	▲2.2	▲0.1	▲2.0	2.4	6.5	▲2.1	3.1	▲2.0	▲5.4	▲4.2	▲2.7	12.7	23.5	7.2	▲14.0	▲11.9	▲2.5	11.1	8.4	金属・機械	
その他製造	▲18.4	▲9.5	▲18.8	▲14.5	▲6.0	▲10.9	▲9.4	▲15.1	▲25.2	▲16.7	▲17.9	▲19.3	▲17.4	▲23.1	▲8.8	▲17.4	▲14.9	▲2.0	3.9	その他製造	
非 製 造 業	▲1.9	▲8.6	▲4.9	▲5.5	▲10.6	▲7.2	▲5.2	▲9.9	▲11.2	▲6.1	▲9.1	▲11.5	▲7.7	▲11.1	▲10.8	▲11.3	▲6.3	▲5.8	▲1.0	非 製 造 業	
①卸 売 業	17.9	▲5.0	0.7	1.6	▲2.0	▲2.7	▲10.6	▲0.9	▲1.4	▲2.5	▲10.1	3.0	▲10.6	2.9	▲4.0	▲8.1	7.3	▲0.5	▲7.2	①卸 売 業	
織・衣・食	▲0.5	▲9.2	▲0.6	▲7.3	▲7.6	▲12.3	▲6.5	6.4	▲0.3	1.3	▲17.0	▲6.0	▲40.1	▲20.2	▲15.3	▲19.9	▲9.8	▲14.3	▲25.8	織・衣・食	
機械・建材	25.1	▲1.5	1.4	11.4	2.2	2.7	▲11.5	▲5.5	▲1.4	▲2.5	▲12.6	14.4	4.1	20.1	3.9	3.6	19.6	8.2	3.6	機械・建材	
②小 売 業	▲8.9	▲13.8	▲8.6	▲1.2	▲13.6	▲7.1	▲3.7	▲10.4	▲11.2	▲7.7	▲9.9	▲11.2	▲12.0	▲15.4	▲12.7	▲19.0	▲8.5	▲11.6	▲5.3	②小 売 業	
耐久消費財	▲7.4	▲6.5	▲7.1	7.9	▲15.7	▲7.1	▲0.8	▲5.5	▲10.1	▲15.7	▲5.0	▲1.0	2.0	▲4.4	▲2.6	▲4.5	0.7	1.9	7.4	耐久消費財	
非耐久消費財	▲9.3	▲15.3	▲9.1	▲2.3	▲13.3	▲5.3	▲5.4	▲9.4	▲11.5	▲9.0	▲10.1	▲13.6	▲14.9	▲17.8	▲14.9	▲21.2	▲10.6	▲12.3	▲7.7	非耐久消費財	
③飲 食 店	7.9	▲3.2	▲2.0	▲12.1	▲5.2	1.7	▲1.0	▲15.6	▲21.1	▲14.7	▲11.6	▲33.8	▲13.8	▲25.9	▲14.0	▲21.6	▲10.8	▲8.7	▲3.7	③飲 食 店	
④サービス業	▲9.6	▲11.9	▲11.3	▲10.3	▲19.4	▲8.9	▲10.2	▲8.8	▲10.1	4.1	▲7.8	▲11.2	▲1.1	▲6.4	▲14.1	▲6.9	0.0	3.0	3.7	④サービス業	
事業所向け	▲9.3	▲16.2	▲9.4	▲14.3	▲9.3	▲2.5	3.1	4.8	▲0.8	▲3.7	6.5	▲2.4	▲7.1	5.8	▲7.3	2.9	9.3	8.3	11.3	事業所向け	
個人向け	▲8.5	▲9.2	▲11.8	▲9.4	▲22.7	▲10.5	▲15.0	▲13.8	▲11.5	5.6	▲13.2	▲14.2	1.7	▲8.9	▲16.1	▲10.2	▲3.1	2.0	3.2	個人向け	
⑤建 設 業	▲1.7	▲0.9	2.5	▲3.8	4.4	▲5.2	▲6.0	▲7.1	▲3.5	▲7.6	▲13.2	7.2	▲7.9	0.4	▲7.0	4.3	▲10.7	7.5	6.5	⑤建 設 業	
⑥運 輸 業	2.5	▲4.0	▲6.9	▲2.4	▲0.4	▲3.0	▲5.7	▲5.3	14.6	12.4	▲22.4	▲3.6	▲1.6	2.3	▲2.5	▲1.9	▲7.5	▲12.6	▲5.6	⑥運 輸 業	
道路貨物	4.8	▲2.8	▲2.6	▲1.2	▲1.3	▲2.8	▲5.7	▲0.4	17.9	16.4	▲18.8	1.8	5.9	7.1	▲6.3	▲3.6	▲5.9	▲11.2	▲4.4	道路貨物	
個人タクシー	▲2.7	▲5.5	▲33.3	▲1.0	▲4.1	▲7.7	▲3.7	▲36.3	▲5.9	▲5.6	▲27.8	▲25.7	▲28.9	▲15.4	7.8	13.6	▲21.9	▲20.8	▲17.3	個人タクシー	
全 業 種 計	▲3.0	▲8.1	▲5.5	▲5.6	▲9.3	▲7.8	▲5.1	▲9.7	▲11.1	▲6.7	▲9.8	▲10.4	▲6.6	▲10.8	▲10.8	▲11.7	▲6.7	▲5.2	▲0.5	全 業 種 計	

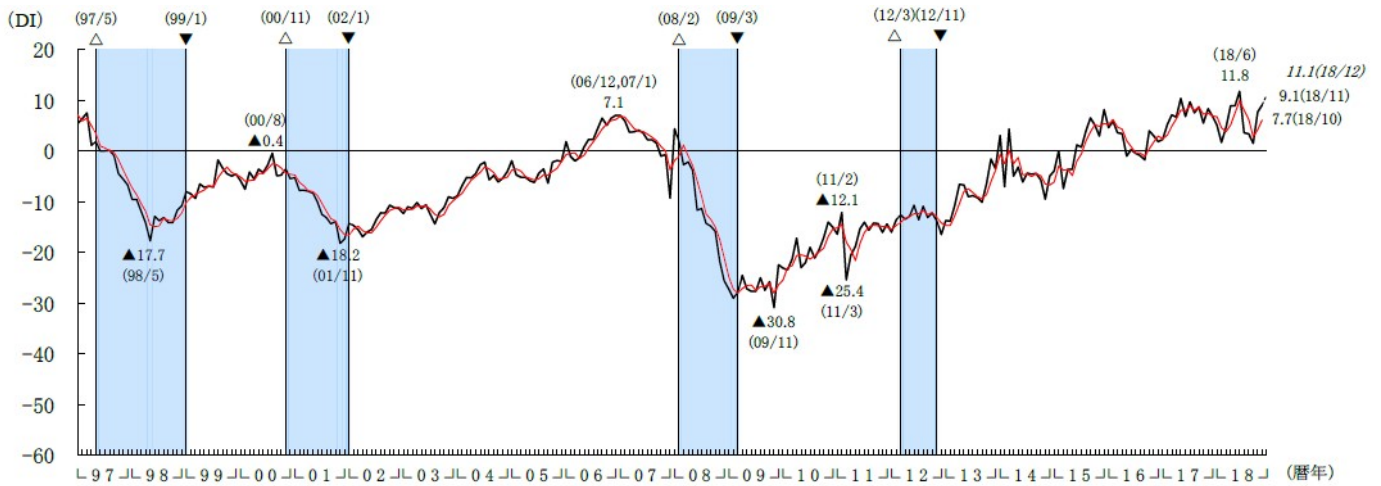
(注) 1 網掛けは、前月から低下した数値。
2 季節調整は業種ごとに行っている。

2 採 算

- 11月の採算DIは、10月から1.4ポイント上昇し、9.1となった。
- 12月の採算DIは、11.1とさらに上昇する見通しとなっている。

採算DIの推移 (全業種計、季節調整値)

	2017 11月	12月	2018 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
実 績	8.4	6.9	5.1	1.7	4.8	9.0	9.0	11.8	3.6	3.4	1.5	7.7	9.1	-
見通し	12.6	12.1	13.2	11.8	9.5	12.6	13.4	13.6	14.7	11.9	11.0	6.8	13.9	11.1

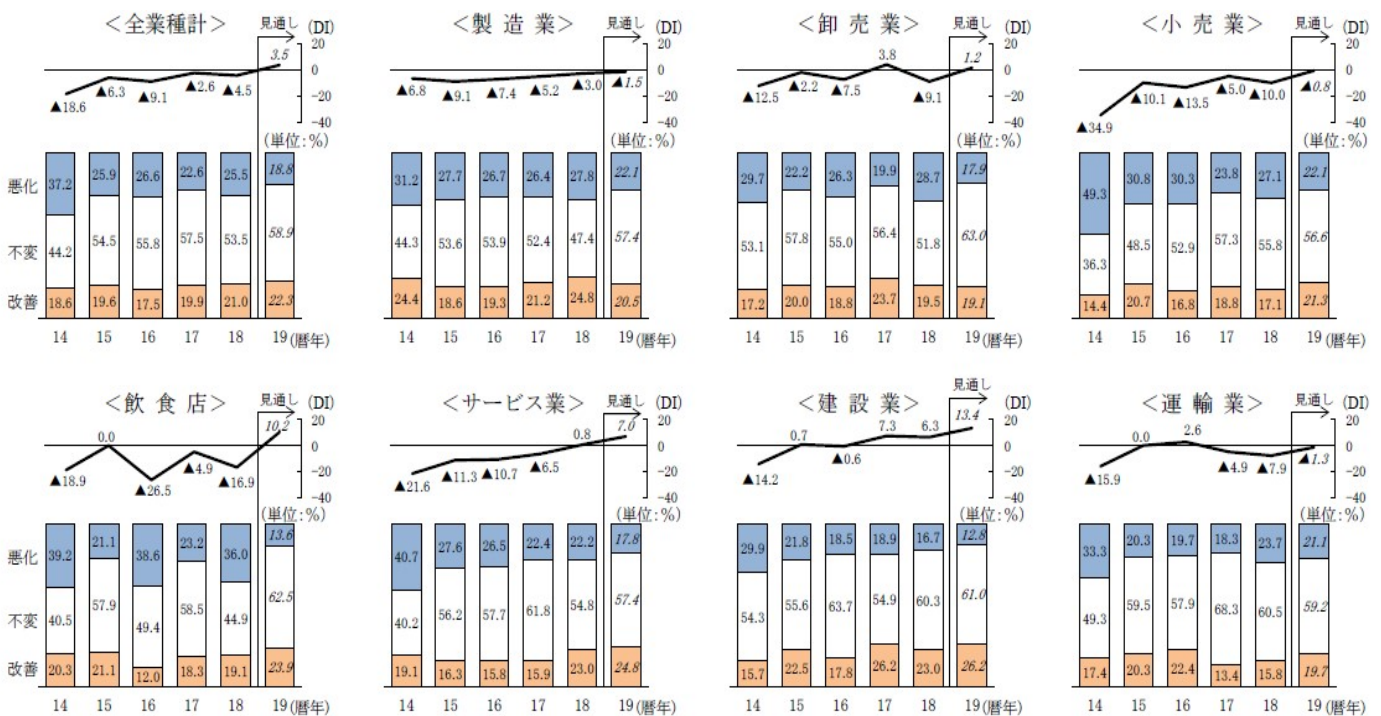


(注) DIは「黒字」企業割合－「赤字」企業割合。

3 業況判断(2018年実績・見込み、2019年見通し)

- 2018年の業況判断DI（実績・見込み）は、2017年からマイナス幅が1.9ポイント拡大し、▲4.5となった。2019年は、2018年から8.0ポイント上昇し、3.5となる見通しである。
- 業種別にみると、2018年は、製造業とサービス業を除く全ての業種で低下している。2019年は、全ての業種で上昇する見通しとなっている。

業況判断DIの推移



(注) 1 DIは前年比で「改善」企業割合－「悪化」企業割合。

2 回答割合は四捨五入して表記しているため、合計が100にならない場合がある。

全国小企業月次動向調査（2018年11月実績、12月見通し）の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



経営情報
レポート
要約版

労 務



職場の規律と社員満足度を高める！

就業規則の 見直しポイント

- 1.就業規則の重要性と見直しの効果
- 2.職場の規律を高める見直し方法
- 3.暗黙の了解が見える化するルール作り
- 4.社員満足度を高める規定見直しのポイント



参考文献

「労働基準法では届かない！民法・刑法・憲法と就業規則で解決する労務トラブル 50」
(清文社 発行 河野順一 著)

「職場の労務トラブル 実践 Q&A198」(日本法令 発行 (株)アールケーシーアソシエイツ 著)

1

企業経営情報レポート

就業規則の重要性と見直しの効果

■ 会社が抱える問題点

就業規則は、賃金や労働時間、休日、休暇、服務規律や懲戒などについて、社員の入社から退職までの労働条件や就業上のルールを定めた、会社の「ルールブック」です。

近年は、インターネットの普及により、労働者側も労働基準法等の知識と情報を得られるようになり、労働条件に対する要求が厳しくなってきました。会社で発生する問題に対応していくには、統一的なルールを決める必要があり、統一的なルールをまとめたものが就業規則になります。しかし、中小企業の実業規則で散見される問題は以下の通りとなっています。

- ①厚生労働省やインターネットにあるひな形をそのまま使っている。
- ②制度が変更したにもかかわらず見直しをしていない。
- ③会社で起こり得るトラブルを想定していない。

上記のような場合、労務トラブルに対応できなかつたり、就業規則に記載してある内容が足かせとなる場合があり、会社が不利な状況に立たされることになります。

■ 就業規則の効果

就業規則には、以下のような効果があるため、自社の実態にあったものを作成する必要があります。

- ①会社が、社員の雇用において生ずる様々なリスクに備えることができる。
- ②労使間の労働条件や服務規律の理解や解釈の違いから起こるトラブルの防止になる。
- ③万が一、労使間でトラブルが生じた際、その解決の道しるべとなる。

法令を無視した就業規則は、その部分は無効となりますし、トラブルの元となってしまいます。当然、労働基準監督署への届出の際に指摘を受けます。

今やコンプライアンスは企業運営にとって不可欠なものであり、労働基準法等の改正は頻繁に行われますので、定期的な就業規則の見直しが必要です。

■ 社内ルールを反映させた就業規則の重要性

近年発生している様々な労務トラブルは、会社と社員との間で、労働条件や服務規律などについて理解や解釈が異なっていることが原因となっています。

また、病気等で休職する社員への対応についても、会社として放置できない問題となっています。

2

企業経営情報レポート

職場の規律を高める見直し方法

■ 始末書を提出しない社員への対応事例

【事例】

当社の社員Aが、会社のルール違反となる行為を行ってしまいましたが、内容も軽いものであったので、始末書の提出を求めました。しかし、始末書を一向に提出してきません。

会社の秩序維持のために、業務命令として始末書を書かせることはできますか。

(1)対応方法

始末書は反省文や謝罪文という意味を持っているので、これを強制すると個人の自由な意思を尊重する憲法などの法理念に反する場合があります。

しかし、本人が始末書を提出しない場合は、顛末書という形で報告させることはできます。

顛末書の提出義務を就業規則に明記しておくことで顛末書を提出しない場合には、会社への報告義務違反として、懲戒処分も可能になります。

なお始末書という名称でも、就業規則に報告書としての意味しか持たないものであると明記されていれば、提出を義務付けても問題はありません。

(2)就業規則記載例

今回のケースを就業規則に記載する場合の記載例は、以下の通りとなります。

(懲戒の種類)

第〇条 懲戒は、始末書をとった上で、その情状により次の区分で行う。

- ① 譴責：将来を戒める
- ② 減給：1回について平均賃金1日分の半額、総額が一給与計算期間における給与総額の10分の1を限度に行う。
- ③ 出勤停止：30日以内の出勤停止を行い、その間の給与は支給しない。
- ④ 停職：6か月以内の期間を定めて出勤を停止し、その期間の賃金は支払わない。
- ⑤ 降格、降職：役職の引下げ及び資格等級の引下げのいずれか、またはその双方を行う。
- ⑥ 諭旨解雇：諭旨解雇は、懲戒解雇相当の事由がある場合で、本人に反省が認められるときは退職願を提出するように勧告する。ただし、会社の定めた期間内に勧告に従わないときは懲戒解雇とする。
- ⑦ 懲戒解雇：即時解雇とする。また、労働基準監督署長の認定を受けたときは解雇予告手当を支給しない。

2 社員は、会社から指示がある場合は、始末書または顛末書を提出しなければならない。

3

企業経営情報レポート

暗黙の了解を見える化するルール作り

■ 副業に関するルール整備

【事例】

当社の社員Dが、土日の休みの日に警備員のアルバイトをしていることが判明しました。本人に確認したところ、間違いないと認めています。

他の社員も同じようなことをしている可能性もあり、会社としてどのように対応していけば良いでしょうか。

(1)対応方法

基本的には、社員は労働契約に基づき、1日のうち一定の限られた時間のみ労務に服することが原則となります。従って、就業時間外は本来社員の自由な時間になりますので、基本的には会社が一方的に兼業を禁止することはできません。

副業のために本来の労務提供ができないのは認められないことですが、最近では、生活のためにやむを得ず副業を行なう人も増えているため、副業を禁止するのではなく本来の労務提供に支障がなければ許可をするという許可制にして就業規則に記載することが一つの方法と考えます。

ただし、副業が以下のようなものに該当する場合は、許可をする必要はないと考えます。

- ①副業の負荷が高く、本来の業務に専念できない、十分な能力を発揮できない場合
- ②競合する他社でのアルバイト等、会社の利益が損なわれると判断される場合
- ③会社固有の技術やノウハウが漏れてしまう可能性がある場合
- ④会社の名前や名刺を利用して副業を行った場合
- ⑤会社の品位を落とす副業を行った場合

(2)就業規則記載例

今回のケースを就業規則に記載する場合の記載例は、以下の通りとなります。

(社員の兼業)

第〇条 社員が就業時間外に兼業を行う場合は、事前に会社から許可を得なければならない。無許可の兼業はこれを禁止する。

4

企業経営情報レポート

社員満足度を高める規定見直しのポイント

■ 社員のレベルアップをサポートするためのルール規定

【事例】

当社では、社員の能力向上のために、資格取得支援制度の導入を検討しています。
しかし、せっかく資格を取得しても、当社で資格を活かすことなく退職されては、困ります。何か、良い方法はありますか。

(1)対応方法

資格取得後、一定期間の勤務継続を義務付けたり、その期間内に自己都合退職したときには費用の全額を返還させるといった内容の社内規程を設けてしまうと、労働基準法第16条(賠償予定の禁止)に違反する可能性があります。

これを回避する方法として、資格取得費用等を援助する形を取り、会社側は貸付金契約を結ぶという方法があります。

あくまでも貸付金なので、会社は費用を支給したわけではなく、立て替えていることになります。社員は費用を会社に返済する債務を負いますが、会社が定める一定期間勤務したときは、「返済を免除する」という規定を盛り込みます。

社員に対して貸付金についての詳細な説明を行い同意を得ること、資格取得は業務命令ではなくあくまで本人の意思によるものであり、会社はそれをバックアップする用意があるという立場が重要になります。

(2)就業規則記載例

今回のケースを就業規則に記載する場合の記載例は、以下の通りとなります。

(資格取得費用)

第〇条 会社は、資格取得する社員に対し、資格取得にかかる費用を貸与するものとし、貸与は必要に応じて随時行う。この貸付金は無金利とする。

2 資格取得後、会社で〇年以上勤務した場合は、前項により貸与した資格取得にかかる費用の返還を免除する。

3 会社と社員は、貸付金契約を締結する。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

宅地の評価単位

宅地の評価単位について、教えてください。

Q
uestion

宅地の評価単位とは、相続税評価額の計算単位となる1つ1つの宅地の区画をいいます。この宅地の評価単位は、利用の単位となっている1区画の宅地毎に構成されるものとされています。

A
nswer

<取扱い>

宅地の評価単位とは、相続税評価額の計算単位となる1つ1つの宅地の区画をいいます。

また、この宅地の評価単位は、利用の単位となっている1区画の宅地ごとに構成されるものとされています。

宅地の相続税評価額は、宅地の評価単位ごとに計算するものとされており、この評価単位の判定を誤ると適確な宅地の相続税評価額を計算することは不可能となります。

この宅地の評価単位を決定するのが利用の単位となっている1区画の宅地です。すなわち、宅地の評価は、この利用の単位となっている1区画の宅地（評価単位）ごとに評価します。

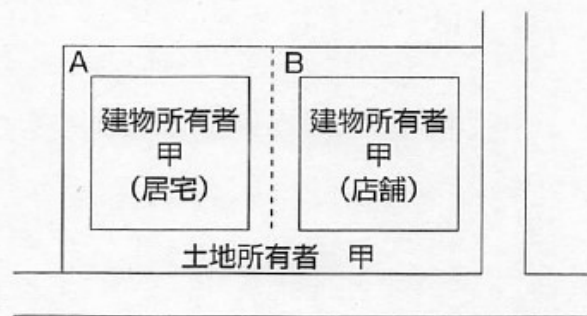
この利用の単位の判定については、原則として、次に掲げる基準により行います。

- (1) 自己（所有者）の自由な使用収益権が得られるのか。
- (2) 何らかの権利の目的となっている土地で所有者の自由な使用収益権に制約が付されていないのか。

この宅地の評価単位について、具体的な判定例を掲げると次のとおりです。

<「1画地の宅地」の例>

（設例1）自用地（自己の居住用と事業用）



A・B土地全体を1画地の宅地として評価します。

所有する宅地を自ら使用している場合には、居住の用か事業の用かにかかわらず、その全体を1画地の宅地として評価します。

相続人、相続順位及び 法定相続分

相続人、相続順位及び
法定相続分について教えてください。

■「相続人」とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。

■相続人 法定相続人

- ① 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。
- ② 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。

【第1順位】

被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、孫（直系卑属）が相続人となります。）

法定相続分： 被相続人の子〈2人以上いるときは合計〉 1/2 **配偶者** 1/2

【第2順位】

被相続人に子や孫（直系卑属）がいなるときは、被相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。）

法定相続分： 直系尊属〈全員の合計〉 1/3 **配偶者** 2/3

※第2順位の人は、第1順位の人がいなるとき相続人になります。

【第3順位】

被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の甥、姪（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）

法定相続分： 兄弟姉妹〈全員の合計〉 1/4 **配偶者** 3/4

第3順位の人は、第1順位も第2順位もいないとき相続人になります。

※なお、子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

また、民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。